

令和6年度包括外部監査の結果に関する報告書について

地方自治法第252条の37第5項に基づき、和歌山県包括外部監査人から標記報告書の提出がありましたので、資料提供します。

なお、同報告書は監査委員より公表（県報掲載）するとともに、県ホームページにおいても掲載いたします。【掲載先：トップページ＞組織から探す＞財政課＞外部監査（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010400/g_kansa/houkoku.html）】

◆監査のテーマ：「和歌山県立こころの医療センター及び高等看護学院・なぎ看護学校に関する事務の執行について」「災害医療対策事業、へき地医療対策事業に関する事務の執行について」

◆包括外部監査人：谷口信介（公認会計士）

◆包括外部監査契約の期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

◆監査の結果（指摘及び意見）：指摘22件、意見38件

指摘：是正・改善を求めるもの

意見：経済性、効率性、有効性の観点から見て県の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解

＜主な内容＞

- ・長期的な視点での病院のダウンサイジングや地域の医療ニーズにマッチした機能への転換（病床機能の再編）を行うなど病床利用率の改善に努めることが望ましい。
【こころの医療センター：意見】
- ・収支状況について、どの分野でどの程度の改善が必要か把握できるように、病院全体の経営成績だけでなく、病院の事業あるいは病棟といった単位の経営成績の把握についても行うことを検討することが望ましい。【こころの医療センター：意見】
- ・一部の三重県在住の学生について、三重県南部の病院に就職している状況にある。三重県南部との連携は必要であるが、県立学校の設置目的に鑑み、県の看護人材を充実させるための仕組みを検討することが望ましい。【なぎ看護学校：意見】
- ・保健医療計画には紀中や紀南等の内陸部での災害医療のあり方について明示されていない。先般の能登半島地震における取り組みや課題を踏まえて検討を続けることが望ましい。【災害医療対策事業：意見】
- ・市町村における負担を軽減しながら、へき地医療の継続・強化を図るとともに、更なる人口減少・高齢化に伴う医療需要の変化を見据え、長期的な視点でのへき地医療の在り方も合わせて検討することが望ましい。【へき地医療対策事業：意見】

（連絡先）

総務部 総務管理局 財政課 調整班 中辻・間渕

電話：073-441-2160（内線2237）